

5 施策体系別にみる主な取組

施策体系	高齢者	障がい者	子ども・子育て	生活困窮者等
第1章 地域で支え合う意識の向上				
地域で支え合う意識づくり	【重点】 ボランティアセンターの運営強化(出前講座、機関紙の発行、運営体制強化など)			
	地域福祉に関する意識啓発(市の広報、市民向け各種講座など)			
権利擁護意識の醸成・向上	ノーマライゼーション理念、虐待・DV、人権、男女共同参画社会、多文化共生社会の普及啓発(市の広報、人権週間などに合わせたパネル展、相談先の周知など)			
	成年後見制度の周知		子どもの権利条例の普及啓発	
	【拡充】 障害者差別解消法の対応要領策定		福祉教育・福祉読本	
第2章 地域福祉の担い手の育成・確保				
市社会福祉協議会との連携による担い手づくり	ほのぼのコミュニティ21推進事業			
	こころの縁側事業			
	間口除雪支援事業			
ボランティア活動の促進	【重点・拡充】 ボランティアセンターの運営強化(ボランティアの資質向上研修、ボランティアのマッチング、ボランティア団体の育成・活動紹介など)			
			ボランティア推進校	
	一人暮らし高齢者世帯等への除雪奉仕活動			
地域を支える人材の養成	認知症サポーターの養成	相談支援専門員、障がい者相談員の配置		ファミリーサポートセンター事業
	市民後見人・法人後見の養成		子育て応援隊の養成・派遣	
	災害時避難行動要支援者に対する支援者の選定・活動援助			
	健康づくりリーダー・サポーター、食生活改善推進員などの養成			
民生委員・児童委員の担い手の確保	民生委員・児童委員の確保対策、活動支援、資質向上研修			
担い手確保の仕組みづくり	【重点】 地域福祉サポーター制度の創設			
	【重点】 ボランティアポイント制度の創設			

第3章 地域での共助ネットワークの構築

共助ネットワークの構築	【重点】 地区社会福祉協議会を単位とした共助ネットワークの構築		
	【重点】 地域支え合い推進員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)の配置		
	【重点】 地区カルテの整備・共有化		
	地域包括ケアシステムの構築	相談支援事業所による支援の連携	
地域活動団体への支援	各種地域活動団体への支援（町(内)会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、子ども会など）		
	地域の団体への法人格取得支援、NPO法人認証に関わる支援		
		障がい者団体への支援 障がい者自立支援協議会の運営	子ども支援センターを中心に関係団体、 支援機関などの連携構築

第4章 地域福祉推進のための基盤整備

地域福祉を支える施設の整備	市所管施設の計画的な整備（福祉増進センター、総合福祉センター、浪岡総合保健福祉センター、市民センター、福祉館、児童館など）		
	地域密着型サービス施設の整備	地域生活支援拠点等の整備	
活動・交流機会の提供	【拡充】 空き家等の活用検討も含めた住民による世代間交流やサロン開催などの促進		
	給食サービス・敬老会等の開催		子育て世代への交流・相談の場づくり
	老人クラブ活動等の活性化		子ども会、放課後子ども教室

第5章 福祉サービスの提供・相談体制の充実

地域における支援・サービスの充実	【拡充】新しい総合事業による生活支援サービス		
	地域住民などによる見守り・声がけ・防犯・防災の取組充実		
	地域住民を主体とした健康づくり活動の支援、健康づくり活動団体のネットワークづくり		
雪処理支援の充実	屋根雪下ろしへの支援、ボランティアによる間口除雪など		
災害時に備えた体制の整備	災害時の避難に支援が必要な人に対する地域関係者による支援の連携強化		
	収容避難所、福祉避難所の運営体制の整備		
情報提供の充実	市の広報媒体を活用した情報発信、福祉ガイドブックの発行、障がい者に配慮した情報バリアフリーの推進		
相談体制の充実	地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員など地域による相談支援の充実		
	地域包括支援センターを中心とした 相談支援の充実	相談支援事業所、サービス提供事業所 等による相談の充実	子ども支援センター・地域子育て支援セ ンター等の連携と相談体制の充実
			生活困窮者自立支援制度での各種相 談と支援の実施